情報システムに係る政府関連におけるセキュリティ要件策定マニュアル 【付録A.対策要件集】

対策区分	対策方針		要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例
AT 侵害対策	AT-1 通信回線対策	E AT-1-1	通信経路の分 離	A or F	不正行為の影響範囲を 限定的にするたけを 務に応じて通行を (ネットワーク)の分 離を行うこと。	・ネットワークを情報の管理体制が異なる(情報の共有があって はならない)複数部局で共用する場合、あるいは利用部局が多岐 に渡り統制が取りづらい場合等では、不正アクセス等の危険性が 高まるため、「高位」の実施レベルが必要となる可能性がある。 分離の方法によってはコストが高まることから、「(AC)アク セス・利用制限」等の他の対策を行い、本対策は「中位」に留め	する場合、提案によっては多大な費用を要す る場合があるため、分離の条件(分離単位、 分離方法等)をできるだけ具体的に記載する		なる外部からのアクセスによって、情報窃	機器等が仮に乗っ取られたとしても内部	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、 外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置の ネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネッ トワークを通信回線上で分離すること。	・DMZの構築による外部アクセス向けネットワークの分離
						る方法が考えられる。 ・「高位」であっても、情報システムの運用又は管理に用いる通信経路(ネットワーク)のみ分離するに留める方法が考えられる。		高位			外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置の ネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネッ	・通信が必要な単位でセグメントを分割し、セグメント間の通信を必要最小限とするアクセス制御(マイクロセグメンテーションの観点を踏まえた対策)・重要な情報を保有するサーバ装置等のネットワークと他のネットワークの分離とアクセス制御・情報システムの運用または管理に用いる端末専用ネットワークの構築・VPN、無線LAN、公衆電話網を介したアクセスが可能なネットワークの制限
		AT-1-2	不正通信の遮 断	A	許可されていない不正 な通信を防止するた	(特になし)	(特になし)	低位 中位	通信プロトコルの脆弱性やサーバ装置等の	 脆弱な通信プロトコルや不要な通信プロト	 	・ファイアウォール、WAF、プロキシやリバースプロ
					め、特定の通信を遮断すること。				設定不備を悪用して、不正行為が行われ.	コルやアプリケーションの通信の利用を制	ス及び許可されていない通信プロトコルやアプリ	キシ、次世代ファイアウォール等による通信制御・不審なメールの受信や不審なウェブサイトへのアクセスを遮断・通信回線装置による特定の通信プロトコルの利用制限・IDS/IPSによる不正アクセスの検知・遮断・UIM(統合脅威管理)の導入・サーバ装置による不要な通信プロトコルの停止・サーバ装置による不正なメールの検疫及び中継の遮断
		AT_1_3	通信のなりす	Α	通信回線を介したなり	・高位レベルの対策は、情報システムを構成する機器(端末、	(特になし)	高位低位	(↑ 同様)		(↑ 同様)	(↑ 同様)
			まし防止		すましによる不正を防止すること。	サーバ装置、通信回線装置)が多い場合、多大なコスト増加を招くおそれがある。	(141-26)	中位	利用者が気づかぬまま、偽の情報システム にアクセスしてしまい、個人情報等の保護 すべき情報が漏えいしてしまう。		情報システムのなりすましを防止するために、 <u>サーバの正当性を確認できる機能</u> を備えること。	・TLSによるサーバの認証 ・政府ドメイン名(.go. jpで終わるドメイン名)の利 用 ・検索エンジン最適化措置(SEO対策)の実施 ・送信ドメイン認証(DMARC)による不正なメール受信
								高位	計可されていない機器等(端末、サーバ装置、通信回線装置等)がネットワークに接続されることによって、情報窃取等が行われる。	情報システムに対してアクセス可能な機器 等を正当なもののみに制限できる。	バの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許	の
		AT-1-4	サービス不能 化の防止	A	トラフィック集中によるサービス不能化の脅 威を軽減すること。	・高位レベルが求めるDDoS対策機能を備えた専用装置の導入費用 は、中小規模の情報システムにとって負担が大きいため、情報シ ステムの停止した場合の利用者への影響が許容できる場合は中位	(特になし)	低位 中位		情報システムに対するDDoS攻撃による被害 を抑制することができる。	サービスの継続性を確保するため、 <u>構成機器が備え</u> るサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用し	・機器等の通信機能の設定の最適化(パケットフィル タリング、タイムアウト時間の短縮等)
						レベルに留めることが考えられる。		高位	構成機器の設定程度では対処困難な攻撃によって、サービス提供が不能な状態または 困難な状態に陥る。	情報システムに対する広範囲かつ多様な	て情報システムを構築すること。 サービスの継続性を確保するため、情報システムの 負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量	・負荷分散装置による処理性能の確保
	AT-2 不正プログラム対策	AT-2-1	不正プログラムの感染防止	-	不正プログラムによる 情報漏っない等の被害を 防止するため、不正プログラムの感染防止の 対策を行うこと。	(特になし)	(特になし)		ス、ワーム、ボット等)に感染し、情報漏えい等の被害を受ける。	拡大の防止が可能になる。	の感染経路の全てにおいて <u>感染や感染拡大を防止</u> す る機能を備えるとともに、新たに発見される不正ブ グラムに対応するために <u>機能の更新</u> が可能である こと。	・不正プログラム検出用パターンファイル等の手動または自動更新 ・振る舞い検知方式、機械学習検索方式、およびサンドボックス方式の不正プログラム対策ソフトウェア等を組み合わせた多重防御の導入 ・EDRソフトウェアの導入 ・検疫ネットワークの導入
		AT-2-2	不正プログラ	A or B	不正プログラム対策の	・情報システムを構成する各機器において不正プログラム対策機	(特になし)		(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
			ム対策の管理		最新化を確実に行うた	能の自動更新が可能である場合や、管理する機器が少なく更新漏れが発生する可能性が低い場合には、高位レベルの対策は必要性		中位高位		ム対策機能の稼働状況を把握し、感染のお	システム全体として不正プログラムの感染防止機能 を確実に動作させるため、当該機能の <u>動作状況及び</u> <u>更新状況を一元管理</u> する機能を備えること。	・情報システムを構成する各装置における不正プログ ラム対策ソフトウェアの統合管理機能
	AT-3 脆弱性対策		構築時の脆弱性対策	-	情報システムの脆弱性をついた攻撃を予め時み的にないた攻撃を予められた攻撃を予有無を確認し対処すること。		・脆弱性の有無の点検方法については、「対 策の が 策 高たすことを求める 条件を 具体的に 記載する ことが 望ましい。		新漏れ、設定語り等によって安全ではない 状態で構築された情報システムに対して不 正行為が行われる。	ぎ、より安全な情報システムを調達することができる。	ウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、 <mark>盟 登時及び積斐時に脆弱性の有無を確認</mark> の上、運用上 対処が必要な <u>脆弱性は修正の上で納入</u> すること。	・コーディング規約によるセキュアコーディングの徹底・リリース済みのパッチの適用及びソフトウェアの最新化・利用するソフトウェアのサポート期間の考慮・不要なサービス、機能等の停止・不要なサービス、機能等の停止・不要なも値の制限・IPv6を考慮した実装・脆弱性を検査等っための専用ツールや事業者が提供・脆弱性を検査するための専用ツールや事業者が提供するプアプリケーション、データベース管理システム等の脆弱性診断(内部検査又は第三者検査)の実施・ペネトレションテストによる脆弱性診断・WAF等によるSOLインジェクションの脆弱性対策
			運用時の脆弱 性対策	A	運用開始後に発見され る脆弱性について、そ の改善を行うための対 策を実施すること。	・管理すべきハードウェアやソフトウェアの数が多い場合、脆弱性の対処漏れが発生する可能性が高くなるため、中位レベルの対策が望ましい。 ・管理対象が少ない場合でも、使用しているハードウェアやソフトウェアの脆弱性の発見頻度が高い場合、あるいは取り扱う情報の重要度が高い場合には、中位レベルの対策によって脆弱性の対処漏れを防止すると良い。	(特になし)	高位 低位	情報システムの運用開始後に発見された新たな脆弱性を利用して、不正行為が行われる。	情報システムの構成機器において、運用開 始後に新たに発見される脆弱性についての 対策が可能になる。	正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの <u>更新を行う方法(手順等)</u> を備えること。	(1 同様) ・情報システムを構成する各装置に対するパッチ適用、パージョンアップ及び管理方法の手順化・脆弱性を検査するための専用ツールや事業者が提供するための専力・バ装置。通信回線装置、ウェブアプリケーション等の定期的な脆弱性診断(内部検査又は第三者検査)の実施
						AZIMET V C MJ 並 7 *V C X V *0		中位	新たに発見された脆弱性の対処が漏れたこ	状況を把握し、悪用されるおそれがある脆	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの <u>更新を効率的に実施する</u> 機能を備えるとともに、 <u>情報システム全体の更新漏れを防止</u> する機能を備えること。	
								高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)

対策区分		対策方針	対領	策要件の名称	判断条件対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例
AU 不正監視・追跡	AU-1	ログ管理	AU-1-1	ログの蓄積・ 管理		不正行為の検知、原因 追求を行うため、情報 システムのログの収 集・蓄積・保管を行う			低位	て、不正行為の検知、発生原因の特定及び	不正行為の検知、発生原因の特定及び被害 内容の把握等の一助となり、不正行為への	特定に用いるために、情報システムの利用記録、例	・サーバ装置のアクセス記録、主体認証のログ、操作ログ及び通信回線装置の通信ログの取得
						<i>د</i> ک. ۳۰۰۰ ۳۰۰۰ ۳۰۰۰ ۳۰۰۰ ۳۰۰۰ ۳۰۰۰ ۳۰۰۰ ۳۰			中位	拡大を招く。 アクセス記録等のログが蓄積されているに もかかわらず、ログの管理機能に不足があ ることで、不正行為に対する対応に遅れや	適切に管理されたログや様々なログを組み 合わせた相関分析等により、不正行為を迅 速かつ的確に把握することが可能になり、 不正行為に対する対応の即時性・的確性が	】の期間保管するとともに、 <u>不正の検知、原因特定</u>	・ログの検索、集計、追跡等の分析機能 ・ログ及び分析結果の表示・通知機能 ・外部ログサーバへの出力機能 ・リアルタイムでのログの調査・分析を行うための機
			AU-1-2	2 ログの保護	B or C	る改ざんや削除を防止	・ログの保護は、本対策区分以外(侵害対策、アクセス/利用制 服等)の対策状況を踏まえて、実施レベルを選定するのが望まし	(特になし)	高位 低位	悪意や誤操作によって、ログの改ざんや削	ログにアクセス可能な者を必要最小限に絞ることによって、ログの改ざんや削除が行	ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに	(↑ 同様) ・サーバ装置や通信回線装置のログに対するアクセス 制御
						するため、ログの保護を行うこと。	iv.		中位		グのアーカイブデータに対して、改ざんや	アーカイブデータの保護 の脅威の軽減)のための措置を含む設計とするこ	・ログの定期的なアーカイブ(ログのローテーション
									高位	不正アクセスによるログの改ざんや削除が 行われる。また、ログ管理装置の障害に よって、ログが破損・消失される。	検知することで、不正行為に対する対応の 即時性が向上する。また、装置故障による ログの破損・消失する可能性を低減でき、	対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事宝を	・信頼性の高い記録装置の導入、ログ管理装置の冗長化。 ・電子署名、タイムスタンプ等によるログの完全性保証・ ひざん検知システムによるログの監視
			AU-1-3	3 時刻の正確性 確保	=	ログの発生時刻を正確 に把握することで正確 な分析を行えるため、 システム全体の時刻を 同期させること。	(特になし)	(特になし)	低位	時刻が不正確であったり、各構成機器間の	合をとることで、情報システム内部(アク	情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や 不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にす るため、システム内の機器を <u>正確な時刻に同期</u> する 機能を備えること。	
										(↑ 同様)			(↑ 同様) (↑ 同様)
	AU-2	不正監視	AU-2-1	AU-2-1 侵入検知	A	外部ネットワークから 侵入による情報セキュ リティの侵害を防止す るため、不正侵入の検 知を行うこと。	大するため、費用対効果を踏まえた実施優先度を決めることが望ましい。 ・情報システムの運用者や利用者が多岐に渡り、運用の統制やセキュリティ確保が困難な場合などには、中位レベルでは迅速に対		低位		外部からの不正アクセスを検知することで		・IDS/IPSによる通信回線上の不正な通信パケットの検知やファイアウォールとの連携による通信制御
							応できない可能性があるため、高位レベルの対策が有効に働く場合がある。		高位			ティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵 入を検知及び通知する機能を備えること。	・内部ネットワーク内の機器同士における普段は起こ
			AU-2-2	ひまま サービス不能	A	トラフィック集中によ	・高位レベルが求める検知機能の導入は、情報システムが停止し	(特になし)	低位				・管理者、ユーザのパスワード漏洩の有無、大量のログオン失敗や、通常とは異なる時間帯やアクセス元IPアドレスからのログインがないかの監視
				化の検知		るサービス不能化を検 知すること。	た場合の影響度(利用者へのサービス停止が許容可能かどうか 等)と、費用対効果を十分に踏まえた上で検討することが望ましい。			サービス不能化を目的とした攻撃の検知が 遅れ被害が深刻化し、サービス提供が困難 になる。		や機器の異常による、サーバ装置、通信回線装置又は通信回線の <u>過負荷状態を検知</u> する機能を備えること。	
AC アクセス・利 用制限	AC-1	主体認証		主体認証	D	を認証するための機能	あるため、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法 に関するガイドライン(平成31年2月25日 各府省情報化統括責 任者 (CIO) 連絡会議決定)」を参考にして、合理的に対策要件	は て、「行政手続におけるオンラインによる本 ▼ 人確認の手法に関するガイドライン」を参考	中位	許可されていない利用者が情報システムに アクセスすることを許してしまう。	許可の利用者のアクセスを禁止できる。	うち【 】の認証を行う機能	・パスワード規則の設定(文字列の長さの規定、文字
									高位	他人の主体認証情報 (パスワード等) の推 測や盗難等によって不正アクセスが行われ る。	を軽減し、主体認証機能の安全性が高ま る。	75 <u></u> の認証を行う機能 として、【 し、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を 行う機能 として、【	・耐タンパ性を備えたICカード又はUSBトークン認証
	AC-2	アカウント管 理	AC-2-1	ライフサイク ル管理	D	不要なアカウントによる不正な操作等を防止するため、適切に識別コード、認証情報等のライフサイクルを管理すること。	(特になし)	(特になし)	低位 中位	不要アカウントの残存、不正なアカウント 登録や変更等が原因で、情報システムに対 する不正アクセスが引き起こされる。	厳格なアカウント管理が可能となり、許可されていない利用者によって情報システムが利用される可能性を低減できる。	主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。	・アカウントを一元的に管理する機能 ・歳別コード (ID) 、主体認証情報の作成、配付機能 ・主体認証情報の変更状況を把握する機能 ・特定の歳別コード (ID) による認証を停止する機能
			AC-2-2	アクセス権管	E	許可されている情報の	・情報システムの利用者の職務(情報システムが提供するサービ	・本対策要件を調達仕様書に記載する場合に	低位	(↑ 同様)	((↑ 同様)	(↑ 同様)
				理		みにアクセスできるよ うに、職務等に応じた	スの内容)が一定である場合には主体認証のみで対応可能であるが、利用者(主体)によってアクセスする情報や利用するサービスが異なる場合には高位レベルの対策要件が必要になる。	は、業務要件の一環として、情報システムの	中位 高位		限のアクセス権を利用者に与えることに	情報システムの利用範囲を利用者の職務や信用情報 に応じて制限するため、情報システムの <mark>アクセス権 を職務や信用情報に応じて制御する機能を備えると ともに、<u>アクセス権の割り当てを適切に設計</u>するこ と。</mark>	・同一IDによる複数アクセスの禁止
			AC-2-3	計算者権限の 保護	-	管理者権限の悪用による不正行為を防止する ため、管理者権限を適 切に保護すること。	(特になし)	(特になし)		常の利用者ではアクセスできない情報の窃取等の不正行為が行われる。	防止するとともに、管理者権限の内容を必要最小限に絞って被害を抑制できる。	<u>理者権限を制御</u> する機能を備えること。	・システムの管理、運用に用いるシステムアカウントを一元的かつ厳格に管理する機能 ・最小限の特権の付与 ・複数名による操作が必要なデュアルロック機能や ワークフロー機能の導入
										(↑ 同様) (↑ 同様)			(↑ 同様) (↑ 同様)

対策区分	文	対策方針	対策	受 要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例
PR データ保護		機密性・完全 生の確保	PR-1-1	通信経路上の 盗聴防止		通信経路上に流れる データが盗聴された場	(特になし)	(特になし)	低位 中位	通信回線上に流れるデータの盗聴によっ	通信回線の暗号化によって、仮に通信が盗	通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による	・IPsecによるIPレベルでの暗号化
						合でも影響を低減させるための措置を行うこと。				て、情報が窃取される。		情報の漏えいを防止するため、 <u>通信回線を暗号化</u> する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズム及び鍵長については、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。	・VPNによる仮想的な専用回線での接続 ・TLSによるHTTP通信の暗号化
			DD 1 0	0 /0 + + + 0 0 + +	D 0	ロナントマンファ 6	原川切り様切の機内性の支上とまたして、 支佐を持むていた	10=#土 / 土 桂 机 4 10 七 10 千 10 千 14 10 10 1 1		(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
				保存情報の機密性確保	вогс		・取り扱う情報の機密性の高さを考慮して、高度な享季子法により情報の保存場所に直接アクセスされ、情報が窃取される脅威や、内部犯行により情報が漏えいする脅威を想定する必要がある場合に高保健すべき情報を保存する必要があり端末の利用環境が安全ではない(他人に操作される可能性がある)場合には、端末に保存する情報についても上記と同様の対策要件を求める必要がある。	ること。 		クセスし、情報が窃取される。また、外部 との接続のある情報システムにおいて、通	セスする必要の無い利用者が、アクセスすることを制限すること、また、外部との接		
									高位		情報の内容が読み取られる可能性を低減で	情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、情報へのアクセスを制限できる機能を 備えること。 年代、保護すべき情報を利用者が高 アクセス可能な機器に保存使ないことに加えて、保 存立れた情報を暗号化する後能を備えるび鑑長については、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定する では、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。	・暗号化機能を備える記録装置(USBメモリ、HDD、モバイルPC等)・情報漏えい対策(DLP)ソリューション全般
			PR-1-3		B or C		 ・通信回線を流れる情報の完全性の確保についてはPR-1-1の対策	(特になし)	低位				
				全性確保		め、システムが取り扱	要件でも効果があり、本対策の必要性は高くない。 ・サーバ機器、端末等に保存された情報の完全性の確保について は、PR-1-2と同様に利用者の信用度、利用環境を考慮し、必要性 が認められる場合にのみ高位レベルの対策を採用すると良い。		<u>中位</u> 高位	情報システムに不正アクセスし、情報システムが保存する情報が改ざんされる。	情報が改ざんされた場合にその事実を検知 し、早期に対処することができる。	情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、 <u>情報の改ざんを検知</u> する機能又は <u>改ざんされていないことを証明</u> する機能を備えること。	・デジタル署名又はタイムスタンプ・原本性保証システム・S/MIME等のセキュアメールシステム・ウェブアブリケーションやウェブコンテンツの更新時に保存するハッシュ値を比較する機能
PH物理対策		情報窃取・侵入対策	PH-1-1	情報の物理的保護	_	画面の盗み見や機器の盗難等を防止するための措置を講じること。	(特になし)	・仕様書記載例のままでは費用見積もりが困難であるため、提案例も参考にした上で仕様書記載例の【】に条件をできるだけ具体的に記すこと。		機器の盗難、ディスプレイの盗み見、許可されていない持ち出し等の物理的な手段によって情報が窃取される。	物理的な手段による情報窃取の可能性を低減することができる。	情報の漏えいを防止するため、【 】等によって、 <u>物理的な手段による情報窃取行為を 防止・検知</u> するための機能を備えること。	・端末の離席対策(自動スクリーンロック等) ・端末の関イヤー・ウーンクの採用 ・ディスプレイの盗み見防レフィルタ ・記録表のパスワードロック、暗号化 ・データ消去ソフトや物理的破壊等による情報の完全 廃棄 ・携帯電話、メモリデバイス等の持込みの監視及び制 限 ・物品持ち出し管理システム ・適信ケーブル及び通信回線装置の物理的保護(床下への埋設等) ・シンクライアントによる端末に情報を保存させない 七組み・セキュアブラウザによる盗難・紛失対策 ・デンペスト(電磁波盗聴)対策システム
										(↑ 同様)	(↑ 同様)		(↑ 同様) (↑ 同様)
			PH-1-2	侵入の物理的 対策	-	情報システムの設置場 所への不正侵入を防止 するための措置を行う こと。	(特になし)	・仕様書記載例のままでは費用見積もりが困難であるため、提案例も参考にした上で条件をできるだけ具体的に記すこと。	低位	情報システムの設置場所に物理的な侵入を 受け、保護すべき情報の窃取や削除・破壊 等の被害を受ける。	情報システムの設置場所に対する物理的な	・ 1945/ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、 <u>外部からの侵入対策が講じられた</u> 場所に設置すること。	
										(↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様) (↑ 同様)
DA 障害対策 (事業継続対 応)	DA-1 相	構成管理	DA-1-1	システムの構成管理	В	必要な機器のみによっ て必要なサービスのみ を提供するように情報 システムの管理を行うこ しまります。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(特になし)	低位	フトウェア及びサービスの構成を正確に把	に基づいて、侵害の原因を迅速に究明し、 被害拡大を防止できる。また、侵害の原因		・システム設計書等の文書によるサービス構成(端末 やサーバ等の機器の不要な機能の停止又は制限等も含む)の定義
									中位	ス構成の変更によって把握していた構成情	が発生しても、正確に構成情報を更新する	情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に情報処ちため、構築時の情報システムに関する詳細情報)が記載された文書を提出するともに文書どおりの構成とし、加えて情報システムに関する連用開始後の最新の構成とは、加えて情報システムに関する連用開始後の最新の構成もあること。	・端末にインストールされているソフトウェアを管理 するツールの導入
	DA-2 =	可用性確保	DA-2-1	システムの可用性確保	_	システムの異常停止を	(特になし)	・情報システムが扱う各業務の復旧時間について利用者への影響度合い等を考慮し、【		止状態の長期化によって、サービスの利用	旧目標時間の範囲内で復旧できる可能性が	サービスの継続性を確保するため、情報システムの 各業務の異常停止時間が <u>復旧目標時間</u> として	(† 同様) ・装置及びネットワークの冗長化(ホットスタンパイ、コールドスタンパイ等)
						時のシステムの迅速な 復旧を行うこと。		】の箇所に明記する必要がある。		者や提供者が損害を被る。	高まる。	】を超えることのない運用を可能とし、障害時には 迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。	・ 信頼性の高いハードウェア及びソフトウェアの採用 ・ DNS等の基盤サービスの信頼性確保 ・ オンライン又はオフラインパックアップ ・ システムのリカバリ方法の手順化 ・ 災害時の対処方法の手順化
									中位	(↑ 同様)	【(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
										(↑ 同様)	(↑ 同様)		(↑ 同樣)

対策区分	対	対策方針	対第	受供の名称	判断条件	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例
SC サブライ チェン・リ スク対策	の部	青報システム ク 特 発 託 に お 対策	SC-1-1	委託正正 がいがい がいかい かいかい がいがい がいがい がいがい かいかい かいか	_	情報を発生されています。 情報を主になるというでは、	(特になし)	・構築する情報システムが機密性の高い情報 を扱わず他の情報システムとも接続い場合等、情報漏えいリスク対策に高い水準の 件を求める必要がない場合は、除外すること も考えられる。		業員が、情報システムへの侵入経路(いわゆるパックドア)等の不正プログラム等を開発時に悪意を持って組み込むことにより、情報システムの稼働開始後に情報システムで取り扱われる情報を窃取する。	て、構築する情報システムに意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制が 採られている事業者を選定条件とすること で、情報窃取の可能性を低減する。再委託 先にも委託事業者と同様の管理体制を求め ることにより、再委託先からの、情報窃取 の可能性を低減する。	変更・機密情報の容取等が行われないことを保証する管理が、一直りた品質保証体制の下でなされている。 当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示している。 「一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	・委託事業の実施場所の提示 ・委託事業従事者の所属、専門性、実績や国籍情報を 含めた体制の限示 ・委託先における監査の受け入れの事前合意(契約 時) ・委託先における情報の適正な取扱いのための情報セ キュリティ対策の実施内容及び管理体制 ・再委託先事業者の資本関係や役員等の情報を含めた
									中位	(↑ 同様) (↑ 同様)	(↑ 同様)		(↑ 同様) (↑ 同様)
		機器等の調達 こおける対策	SC-2-1	調達する機器 等に不正プロ グラム等が組 み込まれるこ とへの対策	-	製造過程における情報 セキュリティ対策を確認することで、不正プログラム等が組みされた機器等が納入されないようにする。	(特になし)	・機器を調達しない場合、調達する機器が機 密性の高い情報を扱う情報システムに接続し ない場合等、情報漏えいリスク対策に高い水 準の要件を求める必要がない場合は、除外す ることも考えられる。	低位	機器の製造過程において、製造事業者の従 業員が、機器が構成する情報システムへの	う努めている事業者から機器等を調達する ことで、情報窃取の可能性低減することが できる。		・製造過程における情報セキュリティ管理体制や管理
										(↑ 同様) (↑ 同様)			(↑ 同様) (↑ 同様)
UP 利用者保護	=	青報セキュリ ティ水準低下 D防止	UP-1-1	情報セキュリ ティ水準低下 の防止	A	利用者が情報やステムによった一名では、カース・ステムでは、カース・ステムで、カース・ステムを、ステムで、カース・ステムで、カース・ステムで、カース	(特になし)	(特になし)	一 低位 中位	政府機関が提供するアプリケーションプロ	利用者の情報セキュリティ水準が維持されることで、不正プログラム等への感染を防止することができる。	情報ンステムの <u>利用者の情報セキュリティ水準を低下させない</u> ように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。	・実行プログラム形式(拡張子が「.exe」等で終わるもの)でのコンテンツ提供の禁止・サポート期限が切れた、又は情報システムの提供期間中にサポート期限が切れる予定にあるパージョンの05やソフトの禁止・複数のウェブブラウザで動作するよう設計・構築・政府ドメイン名 (.go.jpで終わるドメイン名) の利用
									高位	(↑ 同様)	【 (↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
		プライバシ ー R護	UP-2-1	プライバシー 保護	A	情報システムの利用者 に関立る情報がある情報が 意思に反して第三者に 提供されないよう対策 を行うこと。	(特になし)	(特になし)	<u>低位</u> 中位	情報システムにアクセスする利用者のアク セス履歴、入力情報等を当該利用者が意図 しない形で第三者に送信することによっ て、利用者のプライバシーを侵害する。	者に送信されないことで、利用者のプライ	<u>者に送信されない</u> ようにすること。	・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを検証 ・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能を含める場合は、当該府省庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを検証 ・本来のサービス提供に必要のない府省庁外へのアクセスを自動的に発生させる機能の禁止
									高位	(↑ 同様)	(↑ 同樣)	(↑ 同様)	(↑ 同様)

【目的】 ・対策要件を満たす対策を実施することの目的

【実施レベル選定の考え方】 ・中位レベル及び高位レベルの対策要件があり得る場合の選定の考え方

【仕様記載時の注意事項】 ・調達する情報システムの特性に応じて調達仕様書の記載内容を具体化すべき事項

【想定脅威】 ・対策要件の各実施レベルにおいて想定され解決を試みようとする脅威の内容

【対策の効果】 ・各実施レベルの対策要件に対応する対策を実施した場合に得られる効果

【仕様書記載例】 ・各実施レベルの対策要件に対応する仕様書の記載例

- 【対策の提案例】
 ・各実施レベルの対策要件に対して想定される一般的な対策の提案例(実現例)
 ・実施レベルの対策要件に対して想定される一般的な対策の提案例(実現例)
 ・実施レベル毎に対策の提案例を記載しているが、上位の実施レベルを選択する場合は、同一対策要件の下位の対策の提案例も参照すること。
- ※対策は「想定する脅威の具体的内容」等に強く依存するため、対策の提案例をレベル分けせずに低位に一括記載している場合がある。

【備考】・本対策要件集は、オンプレミスの情報システムを調達する際に活用することを想定しているが、クラウドサービスを調達する際にも活用することは可能である。なお、クラウドサービスを調達する際は、本対策要件集に記載の内容の他にもクラウドサービス提供者へ求めるサービスレベル等の要件も考慮する必要がある。